



平成21年2月12日

各 位

会 社 名 サ ト ウ 食 品 工 業 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 功
(コード番号 2923 東証第二部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 笠原康司
(TEL 025-275-1100)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月12日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 単元株式数の変更について

1. 最近の投資単位の状況及び変更の理由

(1) 最近の投資単位の状況

- ① 直前事業年度の末日における最終価格をもとに 1,300,000円
算出した1売買単位当たりの価格
- ② 直前事業年度における日々の最終価格をもとに 1,274,320円
算出した1売買単位当たりの価格の平均
- ※ 直前事業年度の末日における単元株式数 1,000株

(2) 変更の理由

当社は、当社株式の流動性の向上及び個人株主を中心とした株主数増加を重要課題として認識しております。そのため、現在の投資金額を勘案し、投資家の皆さまにより投資しやすい環境を整えるため、単元株式数を見直し、株式投資単位の引下げを行うことといたしました。

2. 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更する。

3. 変更予定日

平成21年4月1日(水曜日)

II. 定款の一部変更について

1. 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 ③ (記載省略)	(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 ③ (現行どおり)

(注) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下、「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、決済合理化法附則第6条第1項に定める「みなし定款変更」に基づいて記載をしております。そのため、本条文第2項は無効となっております。

3. 効力発生日

平成21年4月1日(水曜日)

(ご参考)

上記の変更に伴い、平成21年4月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されます。

以 上